

7章 計画遂行に向けた取組

7章 計画遂行に向けた取組

1. 施策の柱と関連施策・事業

立地適正化計画の3つの基本方針の具体化に向けて、以下に示す4つの施策の柱に即した、関連施策・事業を戦略的に展開します。



1) 拠点の魅力・活力の向上

1-① 本庄駅北口周辺整備の推進

<p>概要</p>	<p>まちの顔である本庄駅北口地区については、令和3年度に策定した本庄駅北口周辺整備基本計画に基づき、交通結節機能の向上を図るとともに、車中心から人中心の社会への転換を図るエリアとして、居心地が良く歩きたくなるまちづくり（ウォーカブルなまちづくり）などを様々な主体が協働で推進することにより、駅前の立地ポテンシャルを活かした魅力ある都市機能の誘導を図ります。</p> <p>■ 本庄駅北口周辺整備基本計画の事業イメージ</p> <p>出典：本庄市「本庄駅北口周辺整備基本計画」</p>
<p>実施エリア</p>	<p>本庄駅周辺都市機能誘導区域</p>
<p>関連事業</p>	<p>本庄駅北口周辺整備基本計画 本庄駅北口駅前街区整備事業 本庄駅北口周辺まちなかウォーカブル推進事業 本庄市移動等円滑化促進方針</p>

1-2 観光まちづくりの推進

<p>概要</p>	<p>本市の特色ある歴史的建造物やまちなみの保全活用により、歴史や文化を活かした観光まちづくりを引き続き推進します。</p> <p>市街地内の景勝地として知られる既存公園の改修整備を推進し、歴史・文化的資源とネットワークを形成することにより、周遊型観光の活性化を進めます。</p> <p>施策1 まちづくり推進事業補助金</p> <p>市街地の活性化を図り、まちなか再生及び新しい魅力と活力のあるまちの創造に資するため「まちづくり事業」を実施する団体に対して補助金を交付します。</p> <p>■ マリーゴールドの丘公園 ■ 競進社模範蚕室</p>  
<p>実施エリア</p>	<p>本庄駅周辺都市機能誘導区域 児玉駅周辺都市機能誘導区域 本庄早稲田駅周辺都市機能誘導区域</p>
<p>関連事業</p>	<p>城下公園改修事業 マリーゴールドの丘公園整備事業 本庄駅北口周辺まちなかウォークブル推進事業 施策1 まちづくり推進事業補助金</p>

1-③ 既存ストックの利活用の促進

<p>概要</p>	<p>本庄駅周辺をはじめ、既成市街地（まちなか）に多く発生している空きビルや空き店舗、低未利用土地等は、都市のスポンジ化の原因となっており、地域の活力低下につながっています。</p> <p>こうした低未利用土地が、まちなかに相応しい形で利活用が行われるよう、賑わいの創出に資する利活用を行う事業主体に対する支援や、利活用の際に必要な改修等に対する支援の充実を図るなど、別途定める「低未利用土地利用等指針」に基づき、低未利用土地の有効活用と適正管理を図ります。</p> <p>施策1 立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の導入検討</p> <p>空き地が発生するエリアなどで、空き地を集約し通路や広場などの公共空間の確保を行い、コミュニティで共同管理を行う立地誘導促進施設協定の導入検討を行います。</p> <p>■ 制度活用のイメージ</p> <p>出典：国土交通省ホームページ</p> <p>施策2 駐車場の集約等再配置の検討</p> <p>都市再生特別措置法に基づく駐車場の配置適正化区域を定め、都市機能の集約に合わせた駐車場の集約再配置を検討し、道路混雑防止や歩車交錯の抑制を目指します。</p>
<p>実施エリア</p>	<p>本庄駅周辺都市機能誘導区域 児玉駅周辺都市機能誘導区域</p>
<p>関連事業</p>	<p>本庄市中心市街地空き店舗対策補助制度 集約都市形成支援事業 低未利用土地利用等指針</p> <p>施策1 立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の導入検討 施策2 駐車場の集約等再配置の検討</p>

1-④ 都市再生整備計画の活用	
概要	<p>当初計画策定後、本市では都市再生整備計画を策定し、児玉駅周辺地区では競進社模範蚕室の活用に向けた整備、本庄駅周辺地区では市立図書館の改修事業などを進めてきました。</p> <p>今後は、これまで実施した事業の評価結果に基づき、地域の課題解決に資する事業を推進するため新たな計画の策定を検討します。</p>
実施エリア	<p>本庄駅周辺都市機能誘導区域 児玉駅周辺都市機能誘導区域 本庄早稲田駅周辺都市機能誘導区域 本庄駅周辺居住誘導区域 児玉駅周辺居住誘導区域 本庄早稲田駅周辺居住誘導区域</p>
関連事業	<p>都市再生整備計画（本庄駅周辺地区、児玉駅周辺地区） 社会資本総合整備計画（本庄駅周辺拠点整備計画）</p>

1-⑤ 先端技術を活用したエリア価値の向上	
概要	<p>全ての人とモノがつながり、あらゆる知識・情報を共有することで課題や困難を克服する社会を目指し、これを支えるIoT※¹、ロボット、人口知能（AI）、ビックデータ※²といった新しい技術が、近年、開発されています。本市では、これらの先端技術を活用し3駅周辺のエリア価値の向上を図ります。</p> <p>施策1 3駅から始まる本庄版スーパー・シティプロジェクト 市内にある3駅（本庄駅・児玉駅・本庄早稲田駅）を中心としたエリアを拠点として捉え、「コンパクト」・「スマート」・「レジリエント」によるまちづくりの実現に向けた取組を進めるとともに、それら拠点を結ぶ幹線道路や公共交通機関のスムーズな接続により、その効果を市全域へ波及させていくことを目指します。</p>
実施エリア	<p>本庄駅周辺居住誘導区域 児玉駅周辺居住誘導区域 本庄早稲田駅周辺居住誘導区域</p>
関連事業	<p>埼玉版スーパー・シティプロジェクト 本庄駅北口周辺整備基本計画 本庄駅北口駅前街区整備事業 本庄駅北口周辺まちなかウォークアブル推進事業</p> <p>施策1 3駅から始まる本庄版スーパー・シティプロジェクト</p>

※1 IoT：あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術。

※2 ビックデータ：人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。近年は、これらのビッグデータを収集、蓄積、分析することで、さまざまな成果を生み出している。

2) 都市機能の誘導・充実

2 - ① 誘導施設等の立地誘導に係る市の支援策	
概要	都市機能誘導区域内における誘導施設の新規立地や建て替え・増築については、必要に応じて、特定用途誘導地区を活用し、用途制限、容積率、建築物の高さの最高限度の緩和を検討します。
実施エリア	本庄駅周辺都市機能誘導区域 児玉駅周辺都市機能誘導区域 本庄早稲田駅周辺都市機能誘導区域
関連事業	特定用途誘導地区

2-② 国等による支援策等の周知・活用

<p>概要</p>	<p>都市機能誘導区域内における民間事業者による誘導施設の整備等に対して、下記のとおり税制及び財政上の支援策を受けることが可能となります。本市では、誘導施設の届出に際して、これらの支援策について情報提供を行い、民間事業者等と連携を図りながら、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地を誘導します。</p>														
<table border="1"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="264 607 1350 656"> 資産譲渡者が受けられる税制上の特例措置 </th> </tr> <tr> <td data-bbox="277 663 1059 701"> ■ 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の特例 </td> <td data-bbox="1059 663 1350 701"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 707 1059 871"> 都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置（特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業） </td> <td data-bbox="1059 707 1350 871"> （関連税目） 所得税、法人税 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 878 1059 916"> ■ 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 </td> <td data-bbox="1059 878 1350 916"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 922 1059 1016"> 立地適正化計画に係る取組等に参画する都市再生推進法人等に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置 </td> <td data-bbox="1059 922 1350 1016"> （関連税目） 所得税、法人税、住民税 </td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="264 1023 1350 1115"> 都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対する集中的な支援（都市構造再編集中支援事業） </th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 1122 1350 1480"> <p>「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。</p> <p>※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を直接支援。</p> <p>○補助率： 1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）</p> </td> </tr> </table>		資産譲渡者が受けられる税制上の特例措置		■ 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の特例		都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置（特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業）	（関連税目） 所得税、法人税	■ 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例		立地適正化計画に係る取組等に参画する都市再生推進法人等に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置	（関連税目） 所得税、法人税、住民税	都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対する集中的な支援（都市構造再編集中支援事業）		<p>「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。</p> <p>※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を直接支援。</p> <p>○補助率： 1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）</p>	
資産譲渡者が受けられる税制上の特例措置															
■ 誘導施設の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の特例															
都市機能の導入事業（民間誘導施設等整備事業計画）に係る用地確保のために事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対する課税の特例措置（特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業）	（関連税目） 所得税、法人税														
■ 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例															
立地適正化計画に係る取組等に参画する都市再生推進法人等に対して土地等を提供した場合の課税の特例措置	（関連税目） 所得税、法人税、住民税														
都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対する集中的な支援（都市構造再編集中支援事業）															
<p>「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。</p> <p>※都道府県等及び民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を直接支援。</p> <p>○補助率： 1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）</p>															
<p>実施エリア</p>	<p>本庄駅周辺都市機能誘導区域 児玉駅周辺都市機能誘導区域 本庄早稻田駅周辺都市機能誘導区域</p>														

2-③ 誘導施設に係る届出制度の運用

<p>概要</p>	<p>都市機能誘導区域外における誘導施設整備や休廃止の動きを把握し、各種支援措置等の情報提供等を通じて都市機能誘導区域内への誘導施設の立地・維持が促進されるよう、届出制度を活用します。</p> <p>以下の行為を行う場合には、原則として市長への届出が必要となります。</p>																
<table border="1"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="215 548 1353 593">届出対象となる行為</th> </tr> <tr> <td data-bbox="215 593 480 689">開発行為</td> <td data-bbox="480 593 1353 689">都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 689 480 884">開発行為以外 (建築等行為)</td> <td data-bbox="480 689 1353 884">都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 884 480 936">誘導施設の休廃止</td> <td data-bbox="480 884 1353 936">都市機能誘導区域内で誘導施設を休止し、または廃止する場合</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="215 936 1353 981">届出の時期</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="215 981 1353 1086">開発行為や建築行為等に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届ける必要があります。</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="215 1086 1353 1131">届出に対する対応</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="215 1131 1353 1243">届出をした方に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。</td> </tr> </table>		届出対象となる行為		開発行為	都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合	開発行為以外 (建築等行為)	都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	誘導施設の休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止し、または廃止する場合	届出の時期		開発行為や建築行為等に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届ける必要があります。		届出に対する対応		届出をした方に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。	
届出対象となる行為																	
開発行為	都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合																
開発行為以外 (建築等行為)	都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合																
誘導施設の休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止し、または廃止する場合																
届出の時期																	
開発行為や建築行為等に着手する 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届ける必要があります。																	
届出に対する対応																	
届出をした方に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。																	
<p>届出の運用イメージ</p>																	
<p>実施エリア</p>	<p>立地適正化計画区域</p>																

3) 居住促進・防災

※防災に係る取組は「6章 防災指針」に記載

3 - ① 居住環境整備の推進	
概 要	<p>施策1 本庄市まちなか再生宅地開発補助金 道路基盤の改良と良好な住宅供給に資する取組を推進し、まちなかの居住促進を図るため、居住誘導区域内において、一定規模以上の宅地開発で道路等を整備した事業者に対する補助金を交付します。</p> <p>施策2 狭あい道路改善による建て替え等の促進 ■本庄市道路後退用地整備要綱によるセットバックの推進 建築基準法に基づきセットバックをする場合の支援策（後退用地の寄附に対する分筆や所有権移転登記に係る費用の補助）を本庄市道路後退用地整備要綱により推進します。 ■狭あい道路拡幅事業の検討や隅切り整備の推進 市が主体となって狭あい道路の拡幅に向けた事業の仕組みづくりを検討します。また、通学路等における危険箇所の解消やたまり空間の確保に向けて、道路の隅切り用地の買収等を推進します。</p> <p>施策3 地籍調査推進による土地の流動化・有効利用の促進 旧本庄町の公図（土地に関する記録）は明治時代に作成されたもので土地の境界が現況と一致しないため、土地活用や売買が容易にできないことが課題となっています。そのため、土地の実態を正確に把握する地籍調査を推進し、土地の流動化・有効利用の促進を図ります。</p>
実施エリア	<p>施策1 本庄駅周辺居住誘導区域、児玉駅周辺居住誘導区域</p> <p>施策2 本庄駅周辺居住誘導区域、児玉駅周辺居住誘導区域、本庄早稲田駅周辺居住誘導区域</p> <p>施策3 地籍調査未実施地区</p>
関連事業	<p>施策1 本庄市まちなか再生宅地開発補助金</p> <p>施策3 地籍調査事業</p>

3-② 既存ストックを活用した居住促進

<p>概 要</p>	<p>別途定める「低未利用土地利用等指針」に基づき、低未利用土地の有効活用と適正管理を図ります。</p> <p>施策1 空き家再生等支援策の推進 地域コミュニティの促進を図ることを目的とする施設として利用するために空き家の改修工事等を行う事業や跡地活用につながる空き家の除却への支援を行います。</p> <p>施策2 空き家バンク推進事業による空き家の利活用 県北地域7市町と連携しながら空き家バンク制度等の取組を推進し、空き家の活用促進を図ります。また、空き家利活用を支援するため、(一社)移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借り上げ制度」や金融機関が行っている融資制度の周知を図ります。</p> <p>施策3 災害ハザードエリアからの移転支援 災害リスクが高いエリアの居住者が安全な居住誘導区域内に移転する際に空き家を利活用するなど、総合的な支援策を検討します。</p>
<p>実施エリア</p>	<p>施策1 施策2 施策3 全市</p>
<p>関連事業</p>	<p>施策1 本庄市空き家利活用補助金・本庄市空き家除却補助金 施策2 空き家バンク推進事業 施策3 集約都市形成支援事業</p>

3-③ 居住に係る届出制度の運用

<p>概要</p>	<p>居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握し、各種支援措置等の情報提供を通じて居住誘導区域内への居住の誘導が促進されるよう、届出制度を活用します。</p>
<p>届出対象となる行為</p>	
<p>開発行為</p>	<p>① 3戸以上の住宅の建設を目的とした開発行為 ② 1戸又は2戸以上の住宅の建設を目的とした開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1戸(1,500㎡)の開発行為  届</p> <p>2戸(800㎡)の開発行為  不要</p>
<p>開発行為以外 (建築等行為)</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>
<p>届出の時期</p>	
<p>開発行為や建築行為等に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、市へ届ける必要があります。</p>	
<p>届出に対する対応</p>	
<p>届出をした方に対して、住み替え施策等当該区域内における居住誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。</p>	
<p>実施エリア</p>	<p>居住誘導区域外</p>

4) 公共交通の維持・確保

本庄市地域公共交通計画と連携を図りながら、以下の取組を推進します。

4-① 公共交通ネットワークの構築	
概要	市内全域をカバーするデマンドバスや本庄駅・本庄早稲田駅間を連絡するシャトルバスの運行の実績を踏まえるとともに、高齢化等による市民ニーズの変化などを的確に把握し、交通政策協議会と連携を図りながら、利便性や持続性の高い公共交通ネットワークの構築を目指します。
実施エリア	全市
関連事業	本庄市地域公共交通計画 地域公共交通確保維持改善事業

4-② 拠点間の基幹的なバス路線のサービス水準の維持・確保	
概要	<p>拠点へのアクセス利便性を持続的に維持・確保するとともに、3拠点の相互連携を促進するため、民間運行事業者と連携を図りながら、公共交通徒歩圏の人口集積の維持や公共交通の利用促進などの総合的な取組のもと、拠点間を連絡する基幹的なバス路線のサービス水準の維持・確保を図ります。</p> <p>■ 拠点間を連絡するバス路線網</p> <p> 〓 鉄道 田 駅 〓 十王自動車 〓 朝日自動車 〓 武蔵観光 〓 はにぼんシャトル ○ バス停 〓 鉄道駅 800m・バス停 300m圏域 〓 市街化区域・用途地域 〓 行政区域 </p>
実施エリア	全市
関連事業	地域公共交通確保維持改善事業 地域公共交通活性化推進事業 都市・地域交通戦略推進事業

【低未利用土地の有効活用・適正管理のための指針】…1-③、3-②関連

人口減少が進む都市では、空き家、空き地等の低未利用土地が時間的、空間的にランダムに発生することで「都市のスポンジ化」が進行し、長期的な市街地密度の低下や市街地の荒廃を招き、「コンパクトシティ」の形成を阻害しています。本市においても、駅周辺の既成市街地（まちなか）では、ランダムに発生した小規模な空き地などで青空駐車場が増加し、また、その周辺の市街地では管理不全な空き家や空き地が増加するなどの課題が表面化しています。

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、低未利用土地の適正な管理と有効活用を目指して、以下のとおり「低未利用土地利用等指針」を定めます。

■低未利用土地利用等指針

対象区域	居住誘導区域、都市機能誘導区域
利用指針	居住誘導区域 <ul style="list-style-type: none"> ● 未利用宅地への住宅の立地を推奨します。 ● リノベーションによる既存住宅の再生や良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨します。 ● 地域コミュニティの活動を活性化する場として、空き家の集会・交流施設としての活用、空き地の広場・緑地として活用を推奨します。
	都市機能誘導区域 <ul style="list-style-type: none"> ● 既存住宅等のリノベーションにより、都市や地域住民の利便性の向上、観光客に対する地域の魅力向上、市街地の活性化・賑わいの創出に寄与する施設・空間としての利活用を推奨します。 ● 「誘導施設をはじめとした都市機能増進施設※の利用者の利便性や快適性を向上する施設」や「道路と連続性を創出する空間」としての利活用を推奨します。
管理指針	<p>適切に管理されていない空き家や空き地では、火災等の防災上の課題や、空き巣等の防犯上の問題も懸念されます。また、立ち木や雑草の繁茂などにより周辺の生活環境にも悪影響を及ぼすことから、定期的な除草等、所有者自らの責任において適切な管理を行う必要があります。</p> <p>適切な管理が行われない場合には、指導・勧告・命令等の措置を行います。</p>

※ 都市機能増進施設：都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされている。

2. 目標値及び計画の評価

立地適正化計画は、時間軸を持ったアクションプランとして運用し、概ね5年ごとに計画に記載された誘導施策等の実施・進捗状況について評価を行い、その結果を踏まえ、誘導施策の見直しや充実、強化等について検討するとともに、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直しを行います。

今回の改定にあたっては、当初計画策定後の社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえた指標（効果）の再設定に加え、目標年次までの残り期間について、新たな目標値を設定するとともに、誘導施策等の展開により、居住誘導区域内の居住人口比率を向上することを計画全体の目標とします。

■ 計画全体の目標と誘導施策の進捗管理指標（再設定）

計画全体の目標

	当初値 (H22)	現状値 (R4.4)	目標値 (R22・2040)
居住誘導区域内人口	21,560人 ^{※1}	20,917人 ^{※2}	21,560人 ^{※3}
居住誘導区域内 人口比率	26.3%	26.9%	33.0% ^{※4}



誘導施策の進捗管理指標（効果）

施策の柱	進捗管理指標	現状値	目標値 R22 (2040)
拠点の魅力・活力 の向上	商業地地価の上昇（周辺駅 との相对比较） （高崎線隣接2駅 ^{※5} 直近の商 業地地価平均に対する市内3駅 直近の商業地地価平均の倍率）	1.65倍 (R3年)	1.75倍
都市機能の誘導・ 充実	誘導施設の立地割合 ^{※6}	74 % (R4.8現在)	100 %
居住促進	建築確認件数(新築・増改築) の居住誘導区域内比率 ^{※7}	28 % (H29～R3年度間の 5年間平均)	30 % (目標年次直前 5年間平均)
公共交通の維持・ 確保	鉄道利用者数 （本庄駅・本庄早稲田駅の年間 乗車人員数の合計）	3,218,570 人/年 (R3年度)	3,218,570 人/年
	バス利用者数 ^{※8}	73 万人/年 (R3年度)	88 万人/年 (毎年1%増)

※1 国勢調査人口（平成22年）

※2 住民基本台帳人口（令和4年4月）

※3 当初計画において、平成22年時点の居住誘導区域内人口を維持することを目標とした。

※4 市総人口を社人研推計人口（「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」）とした場合の比率。

※5 隣接2駅：岡部駅及び神保原駅

※6 立地割合：各拠点に立地している誘導施設の種別÷各拠点に位置づけた誘導施設の種別×100

※7 本庄市総合振興計画の成果目標では居住誘導区域内件数113件を目標としている。本計画では比率を目標値とするが、あわせて113件以上の件数を旨す。

※8 バス利用者数：路線バス（本庄駅南口～赤城乳業千本さくら工場、本庄駅南口～神泉総合支所、伊勢崎駅～本庄駅北口、本庄駅南口～寄居車庫）、本庄市交通政策協議会が事業主体のバス（デマンドバス：はにぼん号・もといずみ号、シャトルバス：はにぼんシャトル）の合計利用者数。

■計画の評価・見直しに係る PDCA サイクルのイメージ

